

# 官報

号外 昭和二十三年六月九日

## ○第二回 参議院會議録第四十五号

昭和二十三年六月八日(火曜日)午後三時二十九分開議

議事日程 第四十三号

昭和二十三年六月八日

午後三時開議

第一 國務大臣の演説に関する件

第二 家畜用血清精取締法案(内閣提出)の撤回に関する件

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。

昨七日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

消防組織法の一部を改正する法律案同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

麻薬取締法案

昭和二十三年度一般会計予算

昭和二十三年度特別会計予算

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

判事補の職権の特例等に関する法律案 司法委員会に付託

麻薬取締法案 厚生委員会に付託

昭和二十三年度一般会計予算

昭和二十三年度特別会計予算 予算委員会に付託

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

開拓事業に関する質問主意書(岡村文四郎君提出)

農家経済に関する質問主意書(岡村文四郎君提出)

国内産飼料作物種子及び内外産緑肥作物種子の配給統制に関する質問主意書(岡村文四郎君提出)

減税訴願に関する質問主意書(小川友三君提出)

私鉄買収に関する質問主意書(小川友三君提出)

食糧問題に関する質問主意書(板野勝次君提出)

去る三日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員北條秀一君提出答弁書及び質問に関する報告等についての質問に対する答弁書

昨七日議院において採択することを議決した雄武村漁港新設に関する諸願外三十七件の諸願及び和歌山縣の漁港災害復旧事業費國庫補助に関する陳情外一件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

(大臣官房會計課長)大藏事務官 大槻 義公君

(主計局総務課長)大藏事務官 北島 武雄君

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。この際お語りいたします。板野勝次君より病氣のため八日間請假の申出がございました。許可をいたして御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 尙昨七日椎井康雄君及び森下政一君より財政及び金融委員をそれら理由を附して辞任の申出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましてはその補欠として天田勝正君及び鈴木清一君をそれぞれ財政及び金融委員に指名いたします。

○議長(松平恒雄君) 日程第一、國務大臣の演説に関する件、大藏大臣より發言を求められております。北村大藏大臣

(國務大臣北村徳太郎君登壇、拍手)

○國務大臣(北村徳太郎君) 昭和二十三年度予算の大綱につきましては、先日本議場におきまして御説明を申し上げた次第でございますが、その後予算書も調製されました。昨日予算案として正式に提出いたしましたので、この際若干説明を補足したいと存じます。

本予算編成の経緯並びにその基本方針に關しましては、すべて先日申述べ

ました通りでございます。これに對しまして特別に附加いたしました申上げべきことはございませんので、省略をいたしたいと存じます。

昭和二十三年度一般会計予算の計數につきましては、これを予算大綱のそれに比較いたしますと、國有鉄道事業及び通信事業兩特別会計に対する業務收支差額の繰入れにつきまして、更に檢討を加えました結果、それら十億

円ずつを増額いたしました外、その他の事項におきましては計數整理の結果若干の異動を生じておりますが、総額におきましては予算大綱の金額に聊かも異動を生じておりません。

即ち昭和二十三年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともに三千九百九十三億八千万円でございます。これを前年度予算額二千四百四十二億五千余万円に比較いたしますれば、千八百五十一億二千余万円の増加と相成つておるのでございます。

今歳入予算の内訳を申述べますれば、租税及び印紙収入二千六百三十二億四千余万円、專賣利益金その他の官業及び官有財産収入三千億七千余万円、雑収入三百四十九億二千余万円、前年度剰余繰入八億三千余万円と相成つております。

次に歳出予算中重要な事項について申し上げますと、終戦処理費九百二十六億円、賠償施設処理費六十四億円、連合國財産返還費十六億円、價格調整費五百十五億円、公共事業費四百二十五億円、地方分限税分限金四百四十九億一千九百万円、地方警察費國庫負担金二十八億九千九百万円、住宅復興費材費十八億九千九百万円、政府出資金百八十九億七千九百万円、國債費七十五億二千九百万円、同胞引揚費五十二億三千九百万円、小学校教員給與國庫負担金八十七億四千九百万円、新制中学校実施費四十四億四千九百万円、生活保護費七十四億九千万円、失業保険費十九億六千万円、農地改革費四十二億三千九百万円、大蔵省預金部と繰入四十五億七千万円、鉄道事務收支差額繰入百億円、通信業務收支差額繰入五十億円、鉄道通信行政費繰入二十億二千九百万円、船舶運営会補助四十億円、價格補正等特別補充費六十億九千万円、予備費二十億円等と相成つております。

尙この詳細につきましては、予算委員会におきまして申上げることいたします。何卒御審議の上速かに御賛成あらんことをお願い申上げます。

(拍手)

○議長(松平恒雄君) 尙只今大蔵大臣の演説に對し質疑の通告がございますが、この質疑は明日に譲りたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 日程第二、家畜用血清類取締法案(内閣提出)の撤回に關する件、右の件は本月四日内閣から撤回の要求に接した案件でございます。直ちに本件の採決をいたします。撤回に承諾を與えることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

本日はこれにて延会いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十七分散会

- 出席者は左の通り。
- |     |        |
|-----|--------|
| 議長  | 松平 恒雄君 |
| 副議長 | 松本治一郎君 |
| 議員  | 中西 功君  |
|     | 廣瀬與兵衛君 |
|     | 藤田 芳雄君 |
|     | 栗山 良夫君 |
|     | 羽仁 五郎君 |
|     | 池田 恒雄君 |
|     | 竹下 豐次君 |
|     | 堀越 儀郎君 |
|     | 宿谷 榮一君 |
|     | 島津 忠彦君 |
|     | 小野 哲君  |
|     | 新谷寅三郎君 |
|     | 市來 乙彦君 |
|     | 姫井 伊介君 |
|     | 小宮山常吉君 |
|     | 寺尾 博君  |
|     | 結城 安次君 |
|     | 田村 文吉君 |
|     | 野田 俊作君 |
|     | 島村 軍次君 |
|     | 徳川 宗敬君 |
|     | 矢野 西雄君 |
|     | 鈴木 直人君 |
|     | 駒井 藤平君 |
|     | 佐藤 尙武君 |
|     | 細川 嘉六君 |
|     | 岡井 淳一君 |
|     | 兼岩 傳一君 |
|     | 阿竹齋次郎君 |
|     | 岩間 正男君 |
|     | 佐々木良作君 |
|     | 木下 辰雄君 |
|     | 高瀬井太郎君 |
|     | 高田 寛君  |
|     | 中川 以良君 |
|     | 河野 正夫君 |
|     | 赤澤 與仁君 |
|     | 伊達源一郎君 |
|     | 伊藤 保平君 |
|     | 町村 敬貴君 |
|     | 飯田精太郎君 |
|     | 川上 嘉市君 |
|     | 小林米三郎君 |
|     | 岡村文四郎君 |
|     | 北條 秀一君 |
|     | 鎌田 逸郎君 |
|     | 山本 勇造君 |
|     | 岡本 愛祐君 |
|     | 高橋龍太郎君 |
|     | 村上 義一君 |

- |        |        |
|--------|--------|
| 楠見 義男君 | 山下 義信君 |
| 河井 彌八君 | カニエ邦彦君 |
| 千葉 信君  | 内村 清次君 |
| 中平常太郎君 | 木村福八郎君 |
| 山田 節男君 | 梅津 錦一君 |
| 堀 眞琴君  | 丹羽 五郎君 |
| 金子 洋文君 | 藤井 新一君 |
| 三木 治助君 | 木下 源吾君 |
| 原口忠次郎君 | 羽生 三七君 |
| 九鬼紋十郎君 | 島田 千壽君 |
| 若木 勝藏君 | 安部 定君  |
| 岡元 義人君 | 三好 始君  |
| 吉川末次郎君 | 天山 勝正君 |
| 谷口彌三郎君 | 油井賢太郎君 |
| 岡田喜久治君 | 小畑 哲夫君 |
| 入交 太藏君 | 小林 勝馬君 |
| 田口政五郎君 | 田方 進君  |
| 紅露 みつ君 | 深川タマエ君 |
| 木内キヤウ君 | 高良 とみ君 |
| 竹中 七郎君 | 藤森 眞治君 |
| 水橋 藤作君 | 伊東 隆治君 |
| 鈴木 清一君 | 稻垣平太郎君 |
| 岡田 宗司君 | 森下 政一君 |
| 小泉 秀吉君 | 塚本 重藏君 |
| 林屋龜次郎君 | 中井 光次君 |
| 木内 四郎君 | 櫻内 辰郎君 |
| 北村 一男君 | 加藤常太郎君 |
| 西川 昌夫君 | 川村 松助君 |

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 池田宇右衛門君           | 西川甚五郎君  |
| 大屋 晋三君            | 中山 壽彦君  |
| 黒田 英雄君            | 寺尾 豊君   |
| 草葉 隆圓君            | 石坂 豊一君  |
| 小林 英三君            | 今泉 政喜君  |
| 松野 喜内君            | 黒川 武雄君  |
| 玉屋 喜章君            | 松嶋 喜作君  |
| 徳川 頼貞君            | 尾形六郎兵衛君 |
| 團 伊能君             | 中川 幸平君  |
| 重宗 雄三君            | 西山 亀七君  |
| 木村三四郎君            | 大隈 信幸君  |
| 橋本萬右衛門君           | 池田七郎兵衛君 |
| 左藤 義詮君            | 平沼彌太郎君  |
| 國務大臣              |         |
| 大蔵大臣              | 北村徳太郎君  |
| 労働大臣              | 加藤 勘十君  |
| 國務大臣              | 栗栖 勉夫君  |
| 國務大臣              | 吉米地義三君  |
| 國務大臣              | 一松 定吉君  |
| 政府委員              |         |
| 内閣官房次長            | 有田 喜一君  |
| 大蔵政務次官            | 荒木萬壽夫君  |
| 〔第四十二号参照〕         |         |
| 審査報告書             |         |
| 行政官廳法等の一部を改正する法律案 |         |
| 右全会一致をもつて可決すべきもの  |         |

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年五月二十八日

決算委員長 下條 康麿

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

山下 義信 伊達源一郎  
小野 哲 吉川末次郎  
畑 眞琴 岩崎正三郎  
谷口彌三郎 深川タマエ  
駒井 藤平 北村 一男  
太田 敏兄 小川 友三  
鈴木 憲一 西田 天香  
西山 亀七

要領書

一、委員会の決定の理由

行政官廳法等の規定の効力を、

更に六月三十日まで延長すること  
は國家行政組織に關する法律等が  
制定施行されるまでの暫定措置と  
してやむを得ないものと認める。

二、事件の利害得失

やむを得ない暫定措置である。

三、費用

この法律施行のために別段の経  
費を要しない。

審査報告書

墓地、埋葬等に關する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年五月三十一日

厚生委員長 塚本 重藏

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

山下 義信 宮城タマヨ  
井上なつゑ 千田 正  
河崎 ナツ 小杉 イキ  
中平常太郎 草葉 隆圓  
姫井 伊介 中山 壽彦  
今泉ノ政喜

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、墓地及埋葬取締規則、墓地及埋葬取締規則に違背する者処分方、並びに埋火葬の認許等に關する件等の規定の効力が、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律第一條の四の規定によつて、暫定的のものとせられ、必要な改廢の措置をとらなければならないの

で、これ等の法令に代り総合的な法律を制定しようとするものであつて、適切な措置であると認め

る。

二、事件の利害得失

本法が制定されることにより、墓地、埋葬等に關する取締の継続に支障を來さないようにすると共に従來個々の法令により規整されていたものが、統一された法律によつて総合的に運営される利益がある。

三、費用

この法律施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に關する

法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年五月三十一日

財政及び金 黒田 英雄  
融委員長

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

尾形六郎兵衛 山内 卓郎  
田口政五郎 松嶋 喜作  
高橋龍太郎 小林米三郎  
赤澤 與仁 伊藤 保平  
栗山 良夫 木村禮八郎  
星 一玉 屋 喜章  
山田 佐一 深川タマエ  
中西 功

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正は、目下政府において所得税法の改正につき具体案を引続き検討中であるため、所得税の四月予定申告書の提出及び納期に關し今回更に特例を設け、本年に限り四月予定申告書は、本年七月一日の現況によつて記載し、七月一日から同月三十一日まで提出することとし、所得税の第一期の納期も七月一日から同月三十一日までとし、これに伴い所得税の納期はこれを三期とし、予定納税額の三分の一ずつを七月、十月及び一月に納付することとするものであつて、止むを得ない改正と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて所得税の申告及び納期を新しい税法によつて

ることとなる利益がある。

三、費用

この改正のために別に費用を要しない。

審査報告書

政府職員の新給與実施に關する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年五月三十一日

財政及び金 黒田 英雄  
融委員長

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

山内 卓郎 田口政五郎  
松嶋 喜作 高橋龍太郎  
高瀬莊太郎 木内 四郎  
星 一 赤澤 與仁  
小林米三郎 玉屋 喜章  
伊藤 保平 山田 佐一  
深川タマエ

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、さきに昭和二十三年法律第十二号「政府職員の俸給等に關する法律」において規定された二千九百二十四の新給與水準及

び職階制の精神に添う、新給與体系を具体化したものであつて、これが実施を確保するため新給與実施本部、地域給添議會及び新給與苦情処理委員会の三機關を置くこととし、また給與の種類を俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当の四種に分け、俸給については、職員の種類、責任の輕重、勤勞の強度、勤務時間、勤勞環境その他の條件に應じ十五級に分類し、各級につき一定の俸給の幅を設けてこれを当てはめることとし、俸給の決定に關し苦情が起きた場合、新給與苦情処理委員会で最終的に審査決定することとするものであつて、適當と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、政府職員の新給與制度を一應組織化する利益がある。

三、費用

この法律実施のために要する費用は、一月乃至三月分六十一億四千九百九十九万四千四百四十九円乃至五月分四十億九千九百九十九万四千四百四十九円である。

少数意見報告書

政府職員の新給與実施に關する法律案に対する修正意見

第一條第一項中「人事及び」を削る。  
第一條第二項中「この法律のすべての規定は、昭和二十三年十二月三十一日（法律をもつてそれ以前の期日を定めたときは、その期日）限り、その効力を失ふものとする。」を削る。

第一條第三項 削除

右少数意見報告書を提出する。

昭和二十三年五月三十一日

財政及び金融委員会

少数意見者 栗山 良夫

参議院議長松平恒雄殿

少数意見報告書

政府職員の新給與実施に關する法律案に対する少数意見

一、次ぎの如き修正を要求する。

第二十一條 全文削除

第二十二條中「又はこれらの者に對しその決定を更正すべき旨を命ずることが出来る。」を又は相互の協議によつて決定することが出来る。」と改める。

第二十九條第一項中「財務局及び稅務署に在勤する政府職員に對する稅務特別手当の支給に關する法律による手当その他この法律による給與に相當する給與は、」を削る。

二、なお、苦情処理委員会の設置にも反対であり、政府の職階制にも反対である。

右少数意見報告書を提出する。

昭和二十三年五月三十一日

財政及び金融委員会

少数意見者 中西 功

参議院議長松平恒雄殿

定價 一部 二四二十錢

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町  
印刷局  
電話九段五三一〇〇  
振替東京一九〇〇〇〇  
圖書課